特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２０７９号
東京都千代田区内幸町１丁目５番２号
清算株式会社　株式会社アトリウム建設
代表清算人　三好　　徹
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、下記協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１週間以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
協定債権者一覧
東京都千代田区内幸町１－５－２
株式会社アトリウム
代表取締役　福田　昭彦
東京地方裁判所民事第８部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第２号
茨城県東茨城郡城里町春園36番地
再生債務者　水戸温泉開発株式会社
1　決議に付する計画案　平成23年４月15日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成23年６月22日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成23年６月20日まで
平成23年５月16日　　水戸地方裁判所民事部

平成２２年（再）第３号
茨城県東茨城郡城里町大字春園754番地２
再生債務者　水戸レイクスカントリークラブ株式会社
1　決議に付する計画案　平成23年４月15日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成23年６月22日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成23年６月20日まで
平成23年５月16日　　水戸地方裁判所民事部

平成２２年（再）第１１９号
静岡県富士市大渕11702番地３
再生債務者　株式会社南富士カントリー倶楽部
1　決議に付する再生計画案　平成23年４月28日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成23年７月６日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成23年６月28日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成23年６月22日
平成23年５月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第８号
神奈川県横浜市鶴見区馬場３丁目10番28号
再生債務者　三澤　新司
1　決議に付する再生計画案　平成23年５月９日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成23年７月５日午前11時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成23年６月27日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成23年６月21日
平成23年５月13日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２１年（再）第１号
静岡県富士市北松野623番地の２
再生債務者　株式会社桐山
代表者代表取締役　桐山　次郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月12日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年５月12日　静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（再）第７号
愛知県東海市浅山１丁目65番地
再生債務者　株式会社ノリタケ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年５月13日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成１９年（再）第２号
兵庫県豊岡市寿町４番８号、再生計画認可決定上の所在地大阪市中央区谷町２丁目７番４号
再生債務者　有限会社谷川興業
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年５月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第２５号
大阪府和泉市和気町２丁目２番71号
再生債務者　横田　吉永
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した。監督委員及び管財人はいずれも選任されていない。監督命令の取消決定は確定した。
平成23年５月12日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第９２号
千葉県市川市柏井町４丁目513番地83
再生債務者　菅原　実佳（旧姓小杉）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月３日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月17日から平成23年７月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第１９１号
札幌市厚別区大谷地東４丁目２番28―402号
再生債務者　中村　典子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月20日から平成23年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第２２４号
札幌市北区北37条西２丁目１番37号　誠美ハイツＡ号
再生債務者　新津　直子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月20日から平成23年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第１１号
北海道小樽市入船４丁目２番３号　メゾン入船301
再生債務者　佐川　　修
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月20日から平成23年６月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（再イ）第４号
北海道苫小牧市元中野町３丁目３番17号　レインボーハウス元中野ＮＯ．43―102号
再生債務者　菊池　由人
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月20日から平成23年６月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部